【平成20年7月4日政令第219号改正後】

（会社以外の発行者に係る有価証券報告書の提出を要しないこととなる資産の額等）

**第四条の十一**　法第二十四条第一項ただし書に規定する資産の額として政令で定めるものは、学校法人等の貸借対照表上の純資産額とする。

２　法第二十四条第一項ただし書に規定する政令で定める額は、一億円とする。

３　法第二十四条第一項ただし書に規定する政令で定める数は、三百とする。

４　法第二十四条第一項第四号（法第二十七条において準用する場合に限る。次項において同じ。）に規定する政令で定める有価証券は、優先出資証券及び第一条の三の四に規定する債権とする。

５　法第二十四条第一項第四号に規定する政令で定める数は、五百とする。

【平成20年7月4日 政令第219号】 （改正なし）

【平成20年6月27日 政令第211号】 （改正なし）

【平成20年5月21日 政令第180号】 （改正なし）

【平成19年12月27日 政令第392号】 （改正なし）

【平成19年12月14日 政令第373号】 （改正なし）

【平成19年12月7日 政令第357号】 （改正なし）

【平成19年8月3日 政令第233号】

（改正後）

（会社以外の発行者に係る有価証券報告書の提出を要しないこととなる資産の額等）

**第四条の十一**　法第二十四条第一項ただし書に規定する資産の額として政令で定めるものは、学校法人等の貸借対照表上の純資産額とする。

２　法第二十四条第一項ただし書に規定する政令で定める額は、一億円とする。

３　法第二十四条第一項ただし書に規定する政令で定める数は、三百とする。

４　法第二十四条第一項第四号（法第二十七条において準用する場合に限る。次項において同じ。）に規定する政令で定める有価証券は、優先出資証券及び第一条の三の四に規定する債権とする。

５　法第二十四条第一項第四号に規定する政令で定める数は、五百とする。

（改正前）

（新設）